鳥海ダム建設事業マネジメント委員会
運営要領

本運営要領は「鳥海ダム建設事業マネジメント委員会」（以下「委員会」という）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の円滑な運営に資するものである。

１．委員会の運営に関する事項

委員会の開催は、下記のとおりとし、委員長と鳥海ダム工事事務所が協議し、鳥海ダム工事事務所長が招集するものとする。

①原則として委員会は毎年度開催するものとし、必要に応じて現地調査を実施する。
②基本計画変更時に開催する。
③その他、委員長が必要と認めた場合に開催する。

２．委員会の成立条件

委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、行政関係者は代理出席を認めるものとする。

３．委員会からの意見

委員会からの意見は、後日議事要旨としてとりまとめる。

４．委員以外の専門家等からの意見聴取

委員以外の専門家等からの意見聴取は、委員会に出席して行うか、書面でも可能とする。

５．委員会の所掌事項

委員会は下記事項について確認を行い、事務所長へ意見を述べるものとする。

（１）事業の進捗状況等についての確認

①前年度の実施結果
- 主な工事の実施結果（工事費、工事量等の当初計画及び変更）
- 主な設計、調査業務の実施結果
- 用地取得、物件補償等の実施結果
- 事業実施工程

②当該年度事業の実施計画
- 主な工事の実施計画（工事費、工事量等）
- 主な設計、調査業務の実施計画
- 用地取得、物件補償の実施計画
- 事業実施予定工程

（２）コスト縮減方策の検討及び実施状況の確認

①前年度の取り組み結果
- 実施済みのコスト縮減方策及び結果

②当該年度及び今後の取り組み予定
- 実施予定のコスト縮減方策及び縮減額
- 今後取り組むコスト縮減予定項目

（３）その他、委員会が必要と認めた事項

６．その他

本運営要領に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。